

# 1月22日(日)は、 垂水市長選挙

正しい選挙はきれいな選挙からです。  
きれいな選挙を行うことによって、立派な市政が築かれます。  
有権者のみなさん、必ず投票しましょう。

## ◆投票日等

- 投票日/令和5年1月22日(日)
- 時間/午前7時～午後7時
- 投票所/14投票所(投票所入場券に記載)  
※第9投票所(大野)は、午前7時～午後5時
- 投票するとき  
投票所に「投票所入場券」を持参してください。  
※入場券がない場合も投票はできます。  
当日、投票所の係員に申し出てください。

## ◆期日前投票

投票日に仕事、レジャー、出産、疾病、障害などで投票所に行けない人は、下記の期間で投票ができます。

### ■期間

- 令和5年1月16日(月)～1月21日(土)
- 時間/午前8時30分～午後8時
- 投票所/市役所西側別館駐車場仮設投票所

## ◆投票できる人

- ①年齢18歳以上の日本国民で令和4年10月14日以前に垂水市に住民登録の届出をし、引き続き3か月以上市内に居住している人
- ②平成17年1月23日までに出生した人で、選挙人名簿に登録されている人

## ◆被登録資格の基準日(選挙人名簿確定日)

令和5年1月14日(土)

## ◆名簿の縦覧および異議申出期間

令和5年1月15日(日)

※選挙人は登録に関し不服があるときは同期間内に異議を申し出ることができます。

## ◆選挙告示日(立候補受付)

- 告示/令和5年1月15日(日)
- 時間/午前8時30分～午後5時
- 場所/市役所3階第1会議室

## ◆垂水市長選挙立候補予定者説明会

- 開催/令和4年12月16日(金)
- 時間/午後1時30分
- 場所/市役所3階全員協議会室

### ●他市町村からの不在者投票

長期出張や旅行など、垂水市を離れ、投票のために帰ってくるできない人は不在者投票ができます。  
※垂水市選挙管理委員会に郵便で投票用紙を依頼し、その投票用紙を滞在中の市町村の選挙管理委員会に持参して投票します。

### ●指定病院等からの不在者投票

指定病院・老人ホームなどに入院・入所中の人は、その施設で投票できます。

#### 【市内指定病院等】

- ①垂水中央病院、②養護老人ホーム 垂水華厳園
- ③特別養護老人ホーム 恵光園
- ④老人保健施設 コスモス苑
- ⑤介護老人保健施設 絆
- ⑥特別養護老人ホーム 恵光園 ユニット

### ●郵便による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている人、介護保険被保険者証が要介護5の人で、一定の要件を満たす方は自宅で投票ができます。  
※自宅での投票を希望する場合、郵便投票証明書を選挙管理委員会で取得し、郵便投票の請求をすることになります。請求は、選挙期日の**4日前**までです。早めにお済ませください。

### ●特例郵便等投票

選挙期日の告示日の翌日から選挙当日までの期間に新型コロナウイルス感染症による外出自粛要請を受けている等一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票ができます。選挙期日**4日前**までに特例郵便等投票の請求が必要ですので、お早めにお済ませください。

※濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等において投票できます。

# 垂水市特定不妊治療・不育症治療 費用助成事業のご案内

垂水市では、不妊治療が保険適用となった令和4年4月以降も、更なる子育て支援のために、引き続き市独自の助成を行います！  
助成上限額はこれまで同様10万円ですが、保険適用と合わせることで、更に自己負担額が軽減できるようになりました！

詳細は  
WEB サイトへ

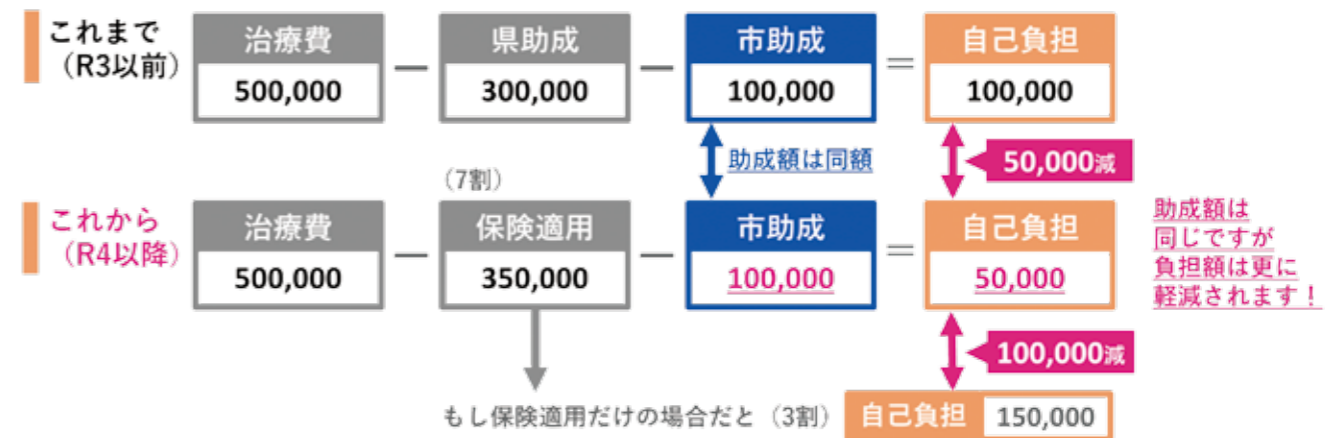


## 1 対象治療&費用&回数

	特定不妊治療	不育症治療
治療	医療保険適用の有無に関わらず、鹿児島県または他都道府県が指定した医療機関において行われた特定不妊治療	医療保険適用の有無に関わらず、国内の医療機関において行われた医師が必要と認めた不育症の検査及び治療
費用及び上限額	治療に要した費用 1治療あたり10万円が上限	検査及び治療に要した費用 1治療あたり10万円が上限
回数	初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が 40歳未満/6回 40歳以上43歳未満/3回	制限を設けない

## 2 自己負担額シミュレーション

治療費は、個人の治療内容により異なりますが、例えば、総額500,000円かかった場合は・・・



令和4年4月から、不妊治療は保険適用となりましたが、垂水市では更なる子育て支援を推進するため、体外受精及び顕微授精等による特定不妊治療及び不育症の検査・治療を受けている夫婦に対し、医療保険の適用の有無に関わらず治療費等の一部を助成します。

■申請方法

- ① 申請書兼請求書
- ② 検査受検証明書
- (医師による治療証明書)
- ③ 治療にかかる領収書
- ④ 申請者名義の口座の写し

※①および②は市WEBサイトに掲載しています。

※婚姻関係の確認書類として戸籍謄本が必要になる場合があります。

※鹿児島県の助成事業の決定通知をお持ちの方は、必要書類を省略できる場合があります。

◎問い合わせ先  
保健課健康増進・元氣プロジェクト係  
☎0994-32-1116